

指導監査において多く見られる指摘事項 【幼保連携型認定こども園・保育所・家庭的保育事業等】

指摘事項	指摘内容	ポイント
<p>【共通】 職員の配置及び資格</p>	<p>最低基準の保育士数（幼保連携型認定こども園の場合は保育教諭数）を確保できていない。</p>	<p>児童が利用するすべての時間帯において、必要保育士数（幼保連携型認定こども園の場合は必要保育教諭数）を満たす必要があります。<u>特に、朝夕の時間帯・土曜日</u>も同様の配置が必須ですので、ご注意ください。</p> <p>《法令等》</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「幼保連携型認定こども園、保育所等における職員配置に係る特例」について』（令和3年10月20日 神こ事第1141号） <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項 ・神戸市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第5条第1項、附則第3条・第4条 ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（令和5年3月31日最終改正） <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第33条 ・神戸市保育所等設備運営基準条例第4条、附則第3条～第6条 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第29条、第44条、第47条、附則第6条～第9条 ・神戸市家庭的保育事業等設備運営基準条例第3条、附則第3～8項

<p>【共通】 非常災害に対する備え</p>	<p>災害時に必要な具体的な非常災害対策計画、避難、連携体制等の対策を講じていない（非常災害対策計画における項目不足を含む）。</p>	<p>非常災害時の避難方法や職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定及び点検を行い、台風や豪雨時の災害発生に備えることが重要です。</p> <p>なお、非常災害対策計画には、以下の項目を記載するようにしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設の立地条件 ②災害に関する情報の入手方法（市が発令する避難情報等の入手方法） ③災害時の連絡先・通信手段の確認（保護者・自治体・職員等） ④避難を開始する時期・判断基準 ⑤避難場所（屋内外の緊急避難場所・避難所等） ⑥避難経路（避難場所までのルート（複数）・所要時間等） ⑦避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法） ⑧災害時の人員体制・指揮系統（参集方法・役割分担・必要な職員数等） ⑨関係機関との連携体制 <p>《法令等》</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日 雇児総発 0909 第2号） ・「台風、豪雨時等の災害時の対応について」（令和5年8月14日 神こ事第416号） <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条第1項（消防計画の作成等） <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第6条第1項 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第7条第1項
-----------------------------------	---	---

<p>【共通】 訓練の実施</p>	<p>避難訓練及び消火訓練を毎月実施できていない。</p> <p>避難訓練または消火訓練の記録が残っていない月がある。</p>	<p>避難訓練及び消火訓練については、幼保連携型認定こども園は年2回以上（毎月実施することを推奨）、保育所・家庭的保育事業等は少なくとも毎月1回は実施し、その記録簿を整備・保存しなければなりません。</p> <p>実施した際の反省点、改善点等をまとめ、その記録を職員に回覧する等により共有してください。また、訓練結果に基づき、非常災害対策計画の内容の検証を行うよう努めてください。</p> <p>《法令等》</p> <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行規則第3条第10項 <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設設備運営基準第6条第2項 <p>【家庭的保育事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等設備運営基準第7条第2項
<p>【共通】 事故の報告</p>	<p>全治1ヶ月以上の事故が発生しているのに市に報告していない。</p>	<p>下記のような重大事故が発生した場合は、市に報告をしてください。</p> <p><報告の対象となる重大事故の範囲></p> <p>死亡事故・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等</p> <p><報告期限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1報は原則事故発生日（遅くとも事故発生日翌日） ・第2報は原則1か月以内程度 <p>（参考）このほか、「園児の見落とし、置き去り（送迎バス含む）、抜け出し等、園児が行方不明になった場合」も市に報告してください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等運営基準第18条、第32条 ・特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和5年12月14日）

<p>【共通】 利用者の安全確保対策</p>	<p>非常口付近や避難経路に避難の支障になるものがある。</p> <p>棚の固定や物の落下防止策が不十分である。</p>	<p>避難の妨げにならないよう、非常口の前や避難経路となる場所に障害物を置かないようにしてください。</p> <p>また、事故防止の観点から、保育室等の本棚やロッカーがしっかりと固定されているかの確認や、上から物が落ちてこないように落下防止策を講じるなど、子どもの安全に配慮してください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条の2の4 ・学校保健安全法第29条
<p>【共通】 フッ化物洗口で使用する薬剤の管理について</p>	<p>フッ化物洗口薬剤を購入又は、年度替わりの時に、薬剤管理簿に使用期限が記載されていない。</p> <p>実施記録と薬剤管理簿の記載に齟齬がある。</p>	<p>薬剤を購入した時や年度の替わりには、必ず使用期限がいつまでかを確認し、薬剤管理簿の備考欄に記載をしてください。</p> <p>また、フッ化物洗口実施記録と薬剤管理簿で、日付や使用量などの齟齬が無いよう、常に適正な薬剤管理を行ってください。</p> <p>※「フッ化物洗口実施マニュアル」に薬剤管理簿・実施記録簿の記入例を載せていますので、確認ください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事法48条 ・フッ化物洗口実施マニュアル
<p>【共通】 緊急時の対応訓練について</p>	<p>乳幼児突然死症候群やアレルギーを発症、プール・水の事故等の事態を想定した対応訓練を実施していない。</p>	<p>「睡眠時の安全対策の手引き」や「アレルギー対応の手引き」に訓練の具体例を載せていますので、参考にして万が一の事故に対して、素早く対応できるよう緊急時の体制を整理し職員間で共有しておくとともに、実践的な訓練を行ってください。なお、乳幼児突然死症候群やアレルギー発症の訓練については、できるだけ年度の始めに実施するよう努めてください。</p> <p>《法令等》</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章 ・保育所保育指針第3章 ・認定こども園法27条 ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」
<p>【共通】 プール活動・水遊びの実施について</p>	<p>監視者と指導者を明確に分けて実施した記録がない（記入漏れがある）。</p> <p>プール活動中の水質管理が適切でない。</p>	<p>監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、実際に実施した者（監視者・指導者）について記録をしてください。</p> <p>また、感染症予防の観点から、プール活動中の適切な水質管理が求められます。複数の子どもが使用するミニプールも含めて、消毒管理の徹底をお願いします。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」 ・「神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル」 ・プール活動・水遊び行う場合の事故の防止および記録の作成について（平成27年6月24日）
<p>【保育所】 【小規模保育事業】 安全計画について</p>	<p>安全計画が策定されていない。</p>	<p>令和5年度より、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務付けられています。各年度において当該年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取り組みの年間スケジュールを定め、実施をしてください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日）

<p>【共通】 給与栄養量</p>	<p>脂肪エネルギー比率が 30%を超えており、対象者の栄養状態に悪影響を及ぼすおそれがあるため、改めること。</p>	<p>「日本人の食事摂取基準（2020年版）」では、脂肪エネルギー比率は20～30%が目標量となっています。子どもの嗜好、食事量、献立内容など課題を整理し、食事計画にそった内容となるよう改善してください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設設備運営基準第 11 条第 2 項 ・ 幼保連携型認定こども園設備運営基準第 13 条第 1 項 ・ 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙 1-2(1)第 1-1(3)ア ・ 「児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について」2(3)(5)、3(1)
<p>【共通】 栄養評価について</p>	<p>食事計画の評価のために、乳幼児身長体重曲線による肥満度を算出すること。</p>	<p>定期的に身長及び体重を測定するとともに、乳幼児身長体重曲線等による肥満度に基づき、個々人の成長の程度や、肥満及びやせに該当する子どもの割合が増加していないかどうかを評価し、食事計画の改善を図ってください。</p> <p>《法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設設備運営基準第 11 条第 2 項及び第 3 項 ・ 幼保連携型認定こども園設備運営基準第 13 条第 1 項 ・ 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について 1(3) ・ 「児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について」2(2)